

随意契約理由書

件名	本庁舎ターボ冷凍機保守点検業務
契約の相手方	三菱重工冷熱株式会社 近畿支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由	
<p>当該ターボ冷凍機は、本庁舎空調用冷水を製造している熱源機器であり、本庁舎電気室、電算室等の年間冷房が必要な場所の空気環境管理に必要不可欠な設備である。</p> <p>本業務で定期点検を実施して、劣化状況や不具合を把握し、消耗部品交換等を行うことで、安全かつ安定的な稼動に努める。</p> <p>当該機器は、メーカー独自の構造・規格をもって製造、設置されたものであり、本業務には製作者しか知り得ない専門的な技術を要するため、製作者以外では実施が不可能である。また構成部品についてもほとんどが自社製品である。</p> <p>上記業者は、当該機器を製作した三菱重工業株式会社のターボ冷凍機メンテナンス部門を唯一担当しており、部品製造及び供給についても上記業者でなければならないことから、本業務を行うことができるのは上記業者だけである。</p> <p>以上の理由により、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局庁舎管理課庁舎管理係 (電話番号 322-5067)